

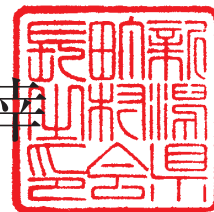
令和4年度県予算・施策に対する

要 望 書

令和3年12月

新潟県町村会

会長 小林 則 幸



目 次

◎最重要課題

1	新型コロナウイルス対策と地域の活性化について	1
	(1) 新型コロナウイルス対策について	1
	(2) リモートワークや企業誘致等に対する支援について	1
2	地域医療体制の整備について	
	(1) 圏域での医療体制の維持について	2
	(2) 医師・看護師等医療従事者の確保について	2
	(3) 公立病院に対する財政支援について	2
3	デジタル化施策の推進について	
	(1) 町村行政のデジタル化について	3
	(2) マイナンバーカードの普及対策について	3
	(3) 光ファイバ網の維持管理費等に係る支援について	3
	(4) 携帯電話不感地域の解消について	3

◎その他の重要課題

4	離島航路確保維持等について	4
5	人口減少対策の推進について	4
6	拉致問題の早期解決について	4
7	地方財源の充実について	4
8	新潟県地方税徴収機構事業の今後について	5
9	戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度について	5
10	地方創生推進のための制度創設について	5
11	県からの職員の派遣について	5
12	消費者行政推進事業等補助金について	5
13	有害鳥獣被害防止対策の拡充について	5
14	脱炭素で強靱な活力ある地域社会の実現について	6
15	原子力災害時の避難道路の整備について	6
16	原子力災害時の避難等について	6
17	ケアマネジャー等介護職の確保について	6
18	幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について	7

19	児童相談所の体制強化について	7
20	孤独老人対策の推進について	7
21	子育て支援（保育士確保）について	7
22	国民健康保険に対する財政支援の拡充について	7
23	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について	7
24	スキーによる地域活性化の支援について	8
25	農振農用地区域からの除外の円滑化について	8
26	新たな米政策への対応について	8
27	多雪地域の冬期園芸農業に対する支援について	8
28	農地の基盤整備について	8
29	道路施設の定期点検等に対する支援要請について	9
30	冬期の円滑な道路交通確保における除雪費の支援要請について	9
31	空き地・空き家対策の推進について	
	（1）所有者不明土地対策の推進について	9
	（2）空き家対策の推進について	9
32	小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金の補助率の嵩上げと採択要件の緩和について ...	9
33	過疎地域の公共交通対策について	10
34	GIGAスクール構想の推進とICT機器更新時の財政支援について	10
35	多様な子ども教育の推進について	
	（1）特別支援教育支援員に対する財政支援について	10
	（2）スクールソーシャルワーカー等の配置に係る財政支援について	10
	（3）特別支援学級編成基準の改正について	10
36	教員の多忙化解消について	10
37	小学校4年生までの32人学級の拡大について	11
38	特別支援学校（知的障害児用）の設置について	11
39	県立高校の再編について	11
40	いじめ問題調査委員会設置の際の支援について	11
41	国指定重要文化財の維持管理について	11

◎最重要課題

1 新型コロナウイルス対策と地域の活性化について

(1) 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染症に対し、町村においてはワクチン接種を始めとしたあらゆる対策に全力で取り組んできたところであるが、新たな感染拡大も懸念される中、病床等の確保に加え、医療体制が脆弱な地域における救急搬送体制の整備等、広域的な支援体制の強化が必要である。

また、感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、地方自治体による総合的な対策を今後とも推進するとともに、ワクチンの継続的な接種に対応できるよう、地方創生臨時交付金や、ワクチン接種対策費負担金等の継続について国に働きかけること。

また、今後ともワクチン接種を円滑に進めるため、県として、医療従事者の確保や計画的なワクチン配分等、支援体制の強化に努めること。

(2) リモートワークや企業誘致等に対する支援について

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会経済活動やライフスタイルの変化が見られる中、本県においても地域分散の促進に向けて取り組むことが重要である。

リモートワーク等による企業の地方移転・機能分散化を進めるため、県と市町村が連携し、リモートワークに取り組む企業への各種支援や、地方とのマッチング施策を推進する等、ハード・ソフトの両面から企業の受け皿づくりを進めていくことが必要である。

については、地域活性化リーディングプロジェクトの事業検証を行い、その結果を県内で情報共有するとともに、効果的な事業展開のあり方を示すこと。

また、新型コロナウイルスの感染状況を勘案しながら、県がリーダーシップを発揮し首都圏等での誘致活動や総合相談窓口を開設する等、市町村の取組に対する支援を行うこと。

2 地域医療体制の整備について

(1) 圏域での医療体制の維持について

限られた医療資源を効率的に活用し、地域特性を踏まえた区域ごとの医療提供の整備を進め、県内どこに住んでいても等しく受診できるよう、以下の対策を講じること。

- ①へき地医療の確保
- ②地域単位での産科施設の確保
- ③入院を含む精神医療体制の確保
- ④ドクターヘリ活用の柔軟化と必要な体制整備
- ⑤地域での24時間365日の救急医療体制の確保（断られない救急医療体制・救急搬送先が速やかに決定できる体制の構築）

県立病院のあり方については、地元自治体との意見交換を継続し、地域医療体制の維持を図ること。

(2) 医師・看護師等医療従事者の確保について

県立病院・県内病院の医師及び看護師等医療従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、その取り組みを強化すること。特に離島においては本土との格差是正のため、人的支援をすること。

医師については、基幹病院や県立病院の医師や地域枠医師の自治体病院への派遣について拡充するとともに、新専門医制度については、医師の地域偏在の是正を図るよう国に対し制度改革を求めるなど、対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療崩壊の危機が言われている中、医師少数地域において感染症が拡大した場合、地域医療体制を維持していくことが難しくなることから、必要な医療を提供できる体制を整備すること。

(3) 公立病院に対する財政支援について

不採算地区の公立病院等については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、その経営が一段と厳しくなっていることから、財政支援の大幅な拡充について引き続き国に働きかけること。

3 デジタル化施策の推進について

(1) 町村行政のデジタル化について

町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、専門人材や財源の確保が課題となることから、積極的な人的・財政支援及び情報提供を行うよう国に働きかけること。

また、市町村における基幹系業務の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドの構築については、セキュリティ対策に配慮しつつ、早期に明確な情報提供を行い、町村の意見を十分に踏まえたきめ細やかな対応を行うよう国に働きかけるとともに、県においても支援を行うこと。

(2) マイナンバーカードの普及対策について

デジタル庁の新設、ガバメントクラウドによる市町村における基幹系業務の自治体システムの標準化など、行政のデジタル化が加速している状況の中、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及が停滞している。

マイナンバーカードの普及率向上に資するため、健康保険証としてカード利活用の機会を増やすなど、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい仕組みを構築するよう国へ働きかけること。

(3) 光ファイバ網の維持管理費等に係る支援について

離島や過疎地域等の条件不利地域において、公設で整備した光ファイバ網の維持管理費用や更新費用の財政負担が懸念されている。

については、安定的な財源確保のため、光ファイバをユニバーサルサービス制度の対象とするなど、維持管理及び更新費用に新たな財政支援を講じるよう、国へ働きかけること。

(4) 携帯電話不感地域の解消について

町村の居住エリア内の一部が携帯電話の不感地域となっているため、地域住民の利便性や安全性が十分に確保されていない状況にある。

については、県から携帯電話事業者に働きかけを行うなど、県、町村が連携して不感地域の解消に向けた取り組みを行うこと。

◎その他の重要課題

4 離島航路確保維持等について

粟島航路は島民の生命線として極めて重要な交通機関であり、今年度の県補正予算により、新型コロナウイルス感染症対応のための航路事業継続支援事業が計上され、粟島汽船の将来的な安定経営に向けた取組がなされているところである。

今後経営環境が変化するなど、航路維持が困難となるおそれのある場合にあっては、持続可能な航路運営のため、さらなる財政支援を国に働きかけるとともに、県においても検討すること。

また、粟島が「特定有人国境離島地域」に早期に追加指定されるよう国に引き続き働きかけるとともに、指定されるまでの間、県において輸送コストの支援や滞在型観光促進など特定有人国境離島地域に準じた支援を行うこと。

5 人口減少対策の推進について

人口減少問題に対応するため、各市町村では総合戦略を策定し、各種施策に取り組んでいるところであるが、諸課題の解決には市町村単位を超えた取り組みが重要である。

については、県と市町村の実務レベルの協議の場であるネットワーク会議の機能の充実や地域別意見交換会を新たに設置し、広域での婚活事業の充実・強化など、県と市町村が一体となった施策を積極的に推進すること。

また、ハートマッチにいがたの利用者の年会費の補助または値下げを行うとともに、同事業の臨時窓口開設に係る費用について町村の負担軽減を図ること。

6 拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、拉致問題の早急な全面解決を図るよう、引き続き国に働きかけること。

7 地方財源の充実について

人口減少や高齢化の進展に伴い税収の減少が見込まれるなか、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を実施するに当たり、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、地方交付税の維持と地方交付税等の一般財源の総額確保を引き続き国に働きかけること。

また、地域社会の持続可能性を確保するため、地域社会再生事業費の拡充を国に働きかけること。

8 新潟県地方税徴収機構事業の今後について

新潟県地方税徴収機構は、地方税の滞納整理と関係職員の徴収技術の向上に大きく貢献していることから、時限的な事業とするのではなく、県と市町村が一体となって継続的に運営することとし、3年ごとに運営方法の効果的な見直しを図ること。

9 戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度について

戸籍謄本等の第三者からの請求に関する本人通知制度については、法制化されておらず、各自治体の取組みにばらつきが生じている。戸籍は法定受託事務に係る制度であり、個人情報保護の観点からも、法制化を国に働きかけること。

10 地方創生推進のための制度創設について

地方創生推進のため、町村の実情に応じた事業展開を可能にする自由度の高い新潟県独自の総合交付金制度（又は総合県単補助金）を創設すること。

11 県からの職員の派遣について

町村が進める施策や人材が不足している分野（農林業振興、土木、移住定住施策等）に関し、その施策、分野に精通し、かつ、政策立案可能な県職員を派遣する制度の構築を行うこと。

また、令和2年度より創設された国の制度を活用し、市町村支援のための技術職員を配置するなどの仕組みを構築すること。

12 消費者行政推進事業等補助金について

消費者行政推進事業等補助金については、年限が設定されているが、消費者行政は長期的な取組が不可欠であることから、継続的な財政支援を行うこと。

また、自治体の地域性や独創性を活かした柔軟な事業展開が可能となるよう、用途の制限を緩和することや交付金の増額について引き続き国に働きかけること。

13 有害鳥獣被害防止対策の拡充について

近年、ツキノワグマを始めとして、イノシシ・ニホンシカ等の有害鳥獣が人里に出没し、農作物等の被害はもとより人身被害も発生していることから、最新の生息数を改めて把握し、生息実態に即した管理を行うとともに被害の未然防止に向けた対策を速やかに講じること。

また、鳥獣被害対策は継続して取り組むことで効果が発揮されることから、各町村が取り組む対策への十分な財政支援を講じること。さらに県における計画の進捗について検証・

評価し、今後は広域的な捕獲対策を強化すること。

なお、河川敷内の藪がツキノワグマの侵入経路の一つと考えられている。このような状況を踏まえ、河川管理者が行う治水上の河川の藪払いについて配慮を行うこと。

14 脱炭素で強靱な活力ある地域社会の実現について

国は、2050年には二酸化炭素をはじめとした国内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、「脱炭素社会の実現」を目指している。実現には、地方自治体と連携し、継続して脱炭素化に向けた各種事業を一体的に行う必要があるが、単年度ごとの補助事業等では機動的に行うことは難しい。

市町村や関係機関が脱炭素化に向けた事業を継続して実施できるよう、県が先導的な立場になり、財政支援を含む新たな支援制度の強化・確立に取り組むこと。

脱炭素社会の実現は極めて公益性が高く、地球規模で重要な問題であることから、排出削減に取り組む自治体へのインセンティブを付与することについて国へ働きかけること。

15 原子力災害時の避難道路の整備について

原子力発電所に係る災害発生時における避難路については、昨年度県が実施した、「原子力災害時避難経路阻害要因調査」を踏まえ、国の責任において必要な整備を行うよう、引き続き国に要望すること。

16 原子力災害時の避難等について

原子力発電所に係る災害発生時の自家用車避難が困難な人が必要とする避難車両数を明確にし、必要台数を確保するとともに、県外避難に係る近隣県との連携の実効性を確保した上で住民へ実態を広報し、安心を醸成すること。

原子力災害対策重点区域（概ね30km圏内）を含む市町村と隣接した市町村についても、重点区域に準じた対応とすること。

県内だけで避難者の受入に限りがある場合に備え、避難者の受入に関し、近隣県との調整を進めること。また、その際、豪雨、豪雪、感染症などの複合災害を念頭に対策を示すこと。

17 ケアマネジャー等介護職の確保について

介護の現場におけるケアマネジャー等専門職の確保は厳しい状況にあり、特に過疎地域や離島についてはその状況は一層深刻である。また、介護保険施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、地域全体が恒常的に人材不足のため、代替がきかず、サービスの提供が維持できない。

介護等専門職の人材確保のため定着について現状分析を行い、専門職が施設等において就業継続（定着）することを支援する等、確保定着を推進する対策を講じること。また、介護保険施設等で感染症が発生した場合に備え、発生時に不足する介護人材の確保と応援を全県的に行えるような体制の強化を図ること。

18 幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について

幼児教育・保育の無償化の財源については、不交付団体の公営施設についても確実に措置するよう国に働きかけること。

19 児童相談所の体制強化について

児童虐待相談件数が年々増加しているため、確実かつ的確に対応するための専門職員（児童福祉司等）の人員の拡充及び人材育成の強化をするとともに、一時保護所などの施設の整備を進めること。

20 孤独老人対策の推進について

高齢化が進行する中で、高齢者の孤立化が大きな社会問題となっていることから、県全体の孤独老人対策を検討・推進すること。

近年、身寄りのない独居老人の孤独死事例が増え、市町村での対応が困難になってきていることから、統一的な対応やルールを定めるなど責任ある体制の構築を国に働きかけるとともに、県としての孤独老人対策について積極的に取り組むこと。

21 子育て支援（保育士確保）について

慢性的な保育士不足解消に向けて、保育士等の更なる処遇改善や人材確保に向けた実効性のある施策への取組と財政支援について、国に対し引き続き働きかけること。

また、県の特別保育事業における人件費の基準額引上げなど支援を拡充すること。

22 国民健康保険に対する財政支援の拡充について

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、積極的な措置を講じるよう国に働きかけること。

- (1) 国保財政基盤の安定のため、財政支援を強化拡充すること。
- (2) 地方単独医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金等の減額調整措置を廃止すること。
- (3) 子育て世帯の更なる負担の軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する措置については未就学児に限定せず、対象年齢を拡充すること。

23 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について

難聴の方が快適な日常生活を過ごすためにも補聴器の役割は重要であるが、補聴器は一般的に高額であり、購入を躊躇している方も多い。

医療費抑制のために、身体障害者手帳の難聴者の対象外の方に対する補聴器購入費を助成する公的補助制度を創設すること。

24 スキーによる地域活性化の支援について

スキー（スノーボード含む）産業は、豪雪地域における冬季の基幹産業の一つであるが、コロナ禍における移動制限による入込数の減や暖冬など気候的要因もあり、経営は厳しい状況にある。多くのスキー場で索道の老朽化が進んでいるが、架け替えには多大な費用がかかるため、営業を断念するスキー場も出てきている。

近年、訪日外国人により本県の雪資源が注目されるようになっており、地域活性化には、スキーによる誘客が重要な施策の一つとなる。スキー産業の活性化と観光誘客増加を図り、持続可能な冬季産業とするため、スキーによる地域活性化策や索道整備に対する財政支援を講じること。

25 農振農用地区域からの除外の円滑化について

農村部からの住民の流出と地域の衰退を防ぐため、農家子弟が分家住宅を建築する場合や、農用地区域の辺縁部で農地以外の利用をする場合等の農振農用地区域からの除外については、県の同意に当たって、協議時間の短縮に努めるなど、引き続き町村の立場に立った対応を行うこと。

26 新たな米政策への対応について

農業者の所得を確保し、生産意欲の維持向上を図るため、良質米生産に繋がる有益な情報を積極的に発信し、需要に応じた米づくりとなるよう、引き続き市町村等への助言に努めること。

また、「コシヒカリ新潟大学NU1号」など気候変動に対応した品種の開発を支援し、品質・食味ともに消費者に選ばれる新潟県産米のブランド力の一層の維持向上に努めること。

27 多雪地域の冬期園芸農業に対する支援について

本県における園芸生産の取組みを拡大し、通年営農など儲かる農業を実現するため、冬期に適した園芸作物及び維持管理コスト削減のための研究・開発を進めるとともに、中山間地域の施設整備に対する補助率の嵩上げを継続するなど、多雪地域をはじめとして、県内各地で冬期間の園芸生産が拡大するよう取組むこと。

28 農地の基盤整備について

農業基盤整備事業については、農家の高齢化や担い手不足、高収益化などの問題が解決でき、農業競争力強化に繋がることから、引き続き積極的に事業に取り組むこと。

29 道路施設の定期点検等に対する支援要請について

橋梁長寿命化修繕計画等に基づく調査・修繕には多額の費用が必要となることから、市町村の負担軽減のため、国の更なる財政措置について、引き続き働きかけること。

30 冬期の円滑な道路交通確保における除雪費の支援要請について

県内の自治体予算において除雪費は大きな負担となっているが、市町村道の半分程度しか指定できない社会資本整備総合交付金の対象道路の除雪費について、交付金要望額の満額が交付されるよう引き続き国に働きかけること。

31 空き地・空き家対策の推進について

(1) 所有者不明土地対策の推進について

所有者不明土地の発生を予防する仕組みの更なる充実を図るとともに、所有者不明となった土地の管理責任の所在等について引き続き検討を行うよう、国に働きかけること。

また、町村が実施する相続財産管理人選任申立について、事務手続きの簡素化及び予納金の在り方等財政負担の軽減を図るよう国に働きかけるとともに、県においても財政支援を行うこと。

(2) 空き家対策の推進について

空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、町村が更に空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の意見を十分反映するよう国に要望するとともに、空き家対策は、所有者不明土地対策とも密接に関係することがあるため、連携を図りながら進めるよう国に要望すること。

放置された有効活用の見込みがない空き家は保安上、衛生上、景観上等の問題を有しており、町村が実施する空き家対策に要する費用の支援や手続きの簡素化などを国に働きかけるとともに、県としても積極的な支援を行うこと。

空き家の有効活用についても、移住・定住の環境整備など地方創生の観点からも重要であるため、財政面における町村への積極的な支援を国に要望すること。

新潟県空き家再生まちづくり支援事業については、交付基準の緩和等の見直しによって活用範囲が拡大されたが、今後は制度周知や活用のための課題解決等、町村が取り組みやすくなるよう支援を行うこと。

32 小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金の補助率の嵩上げと採択要件の緩和について

本事業の要件である保全対象人家の「2戸以上5戸未満」の要件では、対象とならない住宅が多く点在することから、復旧工事の場合1戸でも対象となるよう要件を緩和するとともに、補助率を2/3に嵩上げすることを制度化すること。

33 過疎地域の公共交通対策について

少子高齢化の進む過疎地域では、移動手段の確保が喫緊の課題となっていることから、県と市町村が連携し、地域の実情に合った公共交通体系が構築できるよう、新たな枠組み作りに対する財政支援等を引き続き行うこと。

34 GIGAスクール構想の推進とICT機器更新時の財政支援について

国が進めるGIGAスクール構想により整備されたICT機器の更新費用について、教職員用、児童生徒用の区別なく、財政支援を行うよう国へ働きかけること。

また、ICTの活用を支援する専門的な人材を派遣する体制の構築及び派遣に係る財政支援についても国へ働きかけること。

35 多様な子ども教育の推進について

(1) 特別支援教育支援員に対する財政支援について

増加する傾向にある障がいのある子どもへの教育の充実のため、町村が独自に配置する特別支援教育支援員に対し、国における更なる財政支援を引き続き働きかけること。

(2) スクールソーシャルワーカー等の配置に係る財政支援について

いじめや不登校などの児童生徒に対応するため、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置について拡充を図ること。また、相談体制の充実を図ること。

町村独自で配置するスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、訪問相談員などに対する財政支援を引き続き国に働きかけること。

(3) 特別支援学級編成基準の改正について

障がいのある児童生徒の状況に応じた指導を実施するため、特別支援学級編成基準を改正し、少人数学級を推進するよう引き続き国に働きかけること。

36 教員の多忙化解消について

子どもと教員との触れ合う時間をより多く確保し、教育の質を向上させるため、教員の多忙化解消が重要である。

そのためには、教員の作業補助のためのスクールサポートスタッフの配置が効果的であり、各校1名以上の配置について、国に対して要望するとともに、必要に応じ県費により財政支援すること。

また、統合型校務支援システムについては、教員を配置している県が、市町村に対し新規導入や次回更新時に統一システムの導入を働きかけ、教員の負担を軽減できるよう、費用負担を含めた支援を行うこと。

37 小学校4年生までの32人学級の拡大について

県では、少人数学級パイロット事業により小学校1、2年生は32人学級、3年生からは原則35人学級となっているが、3、4年生は不安定な面があり、学級人員増加ギャップによる影響も見られることから、4年生まで32人学級を拡大すること。

なお、義務標準法の改正により、国において少人数学級の実施がされることとなったが、加配教員を削ることなく安定的な財源を措置するよう国に働きかけること。

38 特別支援学校（知的障害児用）の設置について

県央西部地区の知的障害児は、定員オーバーにより新潟市の特別支援学校に入学できず、遠隔地の特別支援学校に通学している。通学には片道1時間かかる上、冬場は通学が困難な状況にあることから、県央西部地区で、特別支援学校を設置すること。

39 県立高校の再編について

県立高校（中等教育学校含む）再編について、生徒の定員割れ等のみによって行うことなく、その高校が立地する町村における県立高校としての存在意義、その高校の特徴的な教育方針やこれまで地域社会に果たしてきた役割等も十分に勘案すること。

また、県立高校再編に当たっては、地元の意向を十分尊重し、理解のもとに行うこと。

40 いじめ問題調査委員会設置の際の支援について

自治体が、いじめ問題調査委員会を設置する際、県教育委員会において、事前に委員候補者のリストを作成しておくとともに、委員の斡旋及び委員会運営における助言等の支援を行うこと。

41 国指定重要文化財の維持管理について

国指定重要文化財の適正な維持管理を行うに当たり、技術者の減少や資材調達に係る環境変化等により、町村・所有者等の負担が増加しているため、国庫補助金の単価の見直しを国に働きかけるとともに、県の補助率の嵩上げを行うなど、必要な財政支援を講じること。